

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和元年十月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第三号	令和元年十月八日	埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六―二、―二十五、二千六百六十六―二十四・―二十六の一部、五千九十二―五の一部	埼玉県川越建築安全センター